高山市人権だより

令和5年１０月発行

〒506-8555　高山市花岡町2丁目18番地
高山市 市民活動部 生涯学習課
TEL：0577-35-3155　FAX：0577-35-3414
E-MAIL：shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

※携帯電話・スマートフォンで過去発行分の閲覧が可能。こちらから⇒

同和問題（部落差別）について考えよう

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

同和問題（部落差別）に関する事例

1. 結婚や就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取り扱いを受けるなどの事案が発生しています。

2. 差別落書き等

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれるといった事案が発生しています。特に近年は、インターネット上で、不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除することが難しいため、問題となっています。

3. 差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取り扱いにつながりかねないものです。

4. えせ同和行為

「えせ同和行為」とは、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかける行為です。
（例）高額な本を売りつけたり寄附金を強要する　など
こうした行為は、同和地区出身者等に対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）について

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）が 平成28年12月16日から施行されました。
この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであると国民が認識し、部落差別の解消に向けて、国や地方公共団体が、相談体制の充実や、教育及び啓発を行うことを示したものです。
今なお、無くならない同和問題に関して、一人ひとりの理解を深めていくことが求められています。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

・みんなの人権110番　☎0570-003-110（受付時間：平日8:30～17:15）
　法務局職員や人権擁護委員が相談を受けています。※相談無料、秘密厳守
・インターネット人権相談　https://www.jinken.go.jp 又は「インターネット人権相談」で検索